

## 別紙

## II. 事業評価個表

番号	交付金事業の名称		
5	泊発電所に係る広報・調査等交付金事業		
交付金事業者名又は間接交付金事業者名		岩内町	
交付金事業実施場所	岩内町一円		
交付金事業の概要	地域住民への原子力発電等に関する知識の普及等を図るため、原子力防災計画改訂版の作成や原子力防災訓練のチラシ配布、原子力研修講座、泊発電所環境保全監視協議会技術部会への出席など、北海道電力(株)泊発電所に係る広報・調査等事業を実施します。		
総事業費	4,923,132	交付金充当額 うち文部科学省分 うち経済産業省分	4,410,000 - 4,410,000
交付金事業の成果目標	原子力発電所の運用開始以降、原子力に関する知識の普及や情報提供を行っているが、福島第一原子力発電所事故を契機として、住民の放射線による影響等に関する関心は高まっており、原子力や放射線に係る理解を深めていただくための広報活動に一層努めて行かなければならない状況にあることから、原子力や放射線に関する理解を深め、正しい知識の普及を行う事業を継続して実施する必要があります。具体的な目標として、地域住民の原子力や放射線に関する正しい知識の普及や信頼感及び安心感の醸成を図るため、担当職員の原子力に関する安全性の理解を深めることを目的とした研修講座等への参加、原子力防災計画改訂版の作成、原子力防災訓練のチラシ配布、防災行政無線の保守点検、泊発電所環境保全監視協議会、原子力防災関係会議への出席、北海道及び関係町村との連絡調整などが挙げられます。これら事業の実施により、泊発電所の周辺地域の住民に対する原子力発電に関する知識の普及、地域の理解を促進していきます。		
交付金事業の成果指標	<p>本交付金事業によって成果目標を達成するために、以下のとおり実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力に関する安全性の理解を深めることを目的とした研修講座に参加します。</li> <li>新聞各紙6紙を購入して、原子力に関する正確な情報収集をするとともに、全国原子力発電所所在市町村協議会等の構成市町村との情報交換を行います。</li> <li>原子力防災計画改訂版を120部作成するほか、原子力防災訓練の住民周知を図るためのチラシを7400部配布します。</li> <li>防災行政無線の保守点検を1回行うほか、難聴家屋に対する外部アンテナの設置を行います。</li> <li>年4回開催される泊発電所環境保全監視協議会技術部会や、原子力防災関係会議、北海道及び関係町村との連絡調整を計85回行います。</li> </ul>		
交付金事業の成果及び評価	<p>本交付金の活用により、以下のとおり実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力研修講座に1回参加したほか、新聞6紙を購入し、原子力発電に関する正確な情報収集を行うとともに、全国原子力発電所所在市町村協議会等の構成市町村との情報交換を行いました。</li> <li>原子力防災計画改訂版を120部作成したほか、原子力防災訓練の住民周知を図るためのチラシを6900部配布しました。</li> <li>防災行政無線の保守点検を行った他、難聴家屋に対する外部アンテナを24機設置しました。</li> <li>泊発電所環境保全監視協議会や原子力防災関係会議などの会議への出席など、北海道や関係町村との連絡調整を計49回行いました。</li> </ul> <p>本事業について、町民の原子力発電等に係る情報提供や知識の向上に大きく寄与したと評価しており、来年度以降も継続した広報・調査等事業を計画的に展開することで、原子力に関する安全性の知見の蓄積及び地域住民の防災意識の向上を目指すものとします。</p>		
交付金事業の契約の概要			
契約の目的	契約の方法	契約の相手方	契約金額
旅費(研修旅費)	-	岩内町職員	64,300
負担金補助及び交付金(負担金)	-	(一財)原子力文化財団 等	73,000
需用費(資料購入費)	随意契約	(株)道新藤田販売所 等	245,796
需用費(制作費)	-	(株)奈良印刷	177,552
役務費(折込手数料)	-	(株)福島印刷	22,356
役務費(設置手数料)	随意契約	(株)富士電気	388,800
委託料	随意契約	日本電気(株)北海道支社	1,488,240
需用費(アンテナ購入費)	随意契約	日本電気(株)北海道支社	157,880
賞金(臨時職員賞金)	-	臨時職員	1,834,240
共済費(臨時職員保険料)	-	北海道労働局等	263,028
旅費(出張旅費)	-	岩内町職員	208,140
	計		4,923,132
成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無			
無			